

報道関係者 各位

平成23年5月2日
(再雇用制度についての照会先)
人事管理部グループ長 野上 秀夫
人事管理部参事役 立田 英人
(電話直通 03-6892-0713)
(別添資料についての照会先)
労務管理部グループ長 佐藤 章
(電話直通 03-6892-0717)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

退職職員の再雇用制度(ウェルカムバック制度)について

日本年金機構では、職員が安心して仕事と家庭の両立ができる職場を目指して、育児・介護等で退職した職員の機会、働き方の幅を広げること、また、職場としても優秀な人材の確保につながるため、次世代育成支援対策推進法の趣旨に沿って、平成22年7月1日に策定した「第1期一般事業主行動計画(日本年金機構)」(別添資料)に基づいて、退職職員の再雇用制度(ウェルカムバック制度)を実施いたしますので、その内容をお知らせいたします。

1. 制度を利用できる対象者

- ・退職時に日本年金機構の正規職員であり、日本年金機構と旧社会保険庁(正規職員、任期付任用職員に限る)の勤務経験を通算して3年以上の職員
- ・結婚、出産、育児、介護、配偶者の転勤、又はこれらに準ずるものと判断した事情を理由として退職する職員
- ・再雇用時に満55歳未満であり、退職後の離職期間が10年以内である職員

2. 再雇用時の処遇について

再雇用を行う職種は、正規職員、准職員、特定業務契約職員、アシスタント契約職員です。

3. 再雇用時の要件

再雇用時は、面接審査及びその他必要な審査を行い再雇用を決定いたします。

4. 実施時期

平成23年5月1日

実施前に機構を退職した職員で制度を利用できる対象者の条件を満たしている場合は対象とする予定です。

第1期 一般事業主行動計画 (日本年金機構)

【計画期間】平成22年7月1日～平成25年3月31日

【基本方針】

職員が仕事と生活(育児・介護等)を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を最大限発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

目標実現のためには、

- ①全ての職員からのワークライフバランス支援(両立支援)が不可欠
- ②制度導入を実際に活用できる仕事の仕組みや働き方が不可欠
- ③多様な価値観やライフスタイルを受容できる職場風土が不可欠

目標1 仕事と生活(育児・介護等)の両立を推進するための勤務制度の普及と充実や環境の整備【平成22年度～23年度】



《対策》 時間単位年休導入、短時間勤務制度対象者拡充等による支援

- ・平成22年度～ 制度導入における間接業務システム改修等の検討
- ・平成22年度～ 制度改正及び運用の検討
- ・平成22年度～ 社内報等を活用した制度等の周知・啓発の実施
- ・平成22年度～ 各職場の実態に則したノー残業デー設定の検討

目標2 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。



男性・・・計画期間中に複数名取得する。

女性・・・取得率を70%以上にする。【計画期間】

《対策》 育休を取得しやすい環境整備、育休取得者に対する支援

- ・平成22年10月～ 管理者研修等で行動計画実行に向け周知・啓発の実施
- ・平成22年10月～ 「機構内報きずな」による情報発信(メール等)
 - ・育児休業中の職員へメール等により「きずな」を送付
 - ・「きずな」に育休取得者等の子育て奮闘記掲載(定期)
- ・平成23年1月 両立支援関係の各制度に関する職員からのメールによる相談窓口の開設

目標3 結婚、出産、育児、介護等で退職した職員の再雇用制度の導入。【平成23年度まで】



《対策》 再度、機構で仕事に就く意欲ある職員のための支援

- ・平成22年10月～ 職員の具体的ニーズの調査
- ・平成22年12月～ 制度設計等の検討開始
- ・平成23年度までに導入し、社内報等を活用した周知・啓発の実施